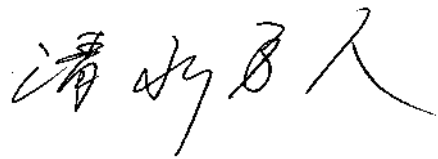


さいたま市児童相談所長事務委任規則の一部を改正する規則をこ
こに公布する。

令和8年 **3** 月**31** 日

さいたま市長

A handwritten signature in black ink, appearing to read '清水 邦人' (Shimizu Kunihito), written in a cursive style.

さいたま市規則第46号

さいたま市児童相談所長事務委任規則の一部を改正する規則

さいたま市児童相談所長事務委任規則（平成15年さいたま市規則第90号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(委任事務) 第2条 児童相談所長に委任する事務は、次のとおりとする。 (1)～(15) [略] (16) 法第33条第2項、 <u>第18項及び第20項</u> に規定する一時保護に関すること。 (17)～(23) [略] (24) 令 <u>第32条</u> の規定による居住地の変更等の通知に関すること。 (25)～(33) [略]	(委任事務) 第2条 児童相談所長に委任する事務は、次のとおりとする。 (1)～(15) [略] (16) 法第33条第2項に規定する <u>児童の</u> 一時保護に関すること。 (17)～(23) [略] (24) 令 <u>第33条</u> の規定による居住地の変更等の通知に関すること (25)～(33) [略]

附 則

この規則は、公布の日から施行する。